とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする。

第二十六条第一項第一号イ中「以下この号に」を「イに」に、「住所等。以下この条」を「住所等。以下第四号まで」に改め、同項第三号ヘ中「当該適用に係る」の下に「高額特定資産（」を加え、「の内容」を「をいう。ヘにおいて同じ。）の内容又は同条第二項の規定の適用に係る法第三十六条第一項又は第三項に規定する場合に該当することとなつた日及び当該適用に係る高額特定資産若しくは調整対象自己建設高額資産（法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産をいう。トにおいて同じ。）の内容」に改め、同号ト中「当該高額特定資産が」を削り、「該当するものである」を「ついて同項の規定の適用を受ける場合又は調整対象自己建設高額資産について同条第二項の規定の適用を受ける」に、「に係る同項」を「又は当該調整対象自己建設高額資産の同条第一項」に改め、同項第五号ロ中「納税地」の下に「（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）」を加え、同項第六号イ中「、納税地」の下に「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、本店又は主たる事務所の所在地。イ及びロにおいて同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「納税地」の下に「（納税地と住所又は居所とが異なる場合には、納税地及び住所又は居所）」を加え、同条第三項第一号中「納税地」の下に「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下第六項までにおいて同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条第二項の改正規定、第十条の六第二項の改正規定、第十五条の四第一項の改正規定、同条第二項本文の改正規定、同項ただし書の改正規定（「第三十条第十一項」を「第三十条第十一項」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定　令和二年十月一日

二　第六条第七項第二号の改正規定、第十条の改正規定、第十条の二に一項を加える改正規定、第十条の三の改正規定、第十条の八（見出しを含む。）の改正規定及び第十条の九の改正規定　令和三年十月一日

三　第十二条の見出しの改正規定及び附則第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）附則第十条の見出しの改正規定　令和四年一月一日

四　第十五条の四第二項ただし書の改正規定（「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改める部分を除く。）　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例に関する経過措置）

第二条　令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間における改正後の消費税法施行規則第二十三条の三の規定の適用については、同条中「、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項」とあるのは「並びに第十九条」と、「と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする」とあるのは「とする」とする。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第九条第一項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項及び第三項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十条の見出し中「小規模事業者等」を「小規模事業者等」に改め、同条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十一条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十二条第一項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

第四条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消費税法施行規則第一条第一項の改正規定中「国外事業者」を」の下に「「被合併法人」」の下に「「分割法人」」を」を、「第四号の二」に改め」の下に「「第五号の二」の下に「、第六号」を」を加え、「第九号の二」を」を加え、「第十一号」を「第十一号、第十二号」に改め」に改め、「国外事業者」を」の下に「「、被合併法人」の下に「、分割法人」を」を加え、同令第十五条の四の改正規定中「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、「より行われる場合」の下に「及び金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場（同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。）における取引により行われる場合」を加え、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定中「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改め、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定中「法第二条第一項第六号に規定する」を削り、「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改める。

附則第三条中「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法」を「同法」に、「消費税法第九条第一項本文」を「同法第九条第一項本文」に改め、「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の四第一項」に改める。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）及び酒税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百十五号）の施行に伴い、並びに酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第十二条第二項、第十三条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改め、同条第二項第一号中「及び住民票の写し又はこれに代わる書類」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　輸出するために清酒を製造しようとする者にあつては、製造した清酒を輸出することを誓約する書面及び当該清酒の販売に係る契約書の写しその他の当該販売に関する書類

第七条の二第二項第一号及び第七条の三第二項第一号中「及び住民票の写し又はこれに代わる書類」を削る。

第十条中「第三十六条」を「第三十六条第一項第一号」に改める。